

令和5年度 城北学童保育クラブ 利用案内

＜連絡先・問合せ＞
城北学童保育クラブ
電話：0176-62-6289
E-mail：jyouhoku7@chic.ocn.ne.jp
URL： <http://shichibi.com/>

“放課後児童健全育成事業”とは…

放課後児童（学童保育）クラブは、保護者が就労等により扈間家庭にいない小学校に就学している児童を対象に、公共施設等を利用し、子どもの遊びや地域の方々との交流を通じて、子どもたちを健やかに育てるなどをねらいとした取り組みです。この取り組みは、国・県の補助金によって町が実施し、社会福祉法人七戸美光園が運営しています。

◇ 開所日・時間

・利用期間

4月1日～3月31日まで（※新1年生も、4月1日から利用できます。）

・利用時間

平 日	13:00～18:30	※学校の下校時間により開設時間を変更する場合があります。
土 曜 日	7:30～18:00	
長期休業時	7:30～18:30（土曜日は18:00まで）	} ※1日保育

・休所日

日曜日・祝日・運動会開催日・お盆（8/13～8/15）・年末年始（12/29～1/3）ほか

◇ 利用の条件

・事業の趣旨から「保護者が就労等により専門家庭にいない」ということが前提であることから特別な理由※を除き、保護者がお休みの日は利用できません。

※特別な理由とは、冠婚葬祭や病院受診、急な出勤など →事前に連絡が必要です。

・求職活動中は利用を認めますが、最大90日までの利用となります。※延長はできません。

◇ 準備する費用

・**児童クラブ共済保険料** ¥1,620円（年間/児童1人）

※学童保育クラブ利用中の万が一の事故に備え、全児童に共済保険へ加入していただきます。

・**保護者負担金** ¥1,000円（年間/児童1人）

※児童が使用する消耗品購入の為の負担金となります。

※保険料及び負担金は、年度途中に登録解除する場合は、返金いたしません。

◇ 1日保育時に準備するもの

・**お弁当** 常温での保管となるので、夏場は傷まないよう保冷剤等をご利用ください。

・**飲み物** 昼食時・午後のおやつ分が必要です。お好きな飲み物をお持ちください。

・**おやつ（任意）** 袋に入れて持たせてください。※ゴミ、ペットボトル等は持ち帰りです。

・**勉強道具** 自習の時間1人で勉強できるものをご持参ください。※筆記用具、宿題・ドリル等

・**服装・着替え** 外遊びができる服装で利用ください。着替えを持たせても構いません。

◇ その他

・常用薬等の管理については、保護者の自己責任としますが、病気などで投薬管理等が必要な場合は、支援員にお声かけください。

・学童保育クラブに持ってきてよいものは、原則「学校に持ってきてよいもの」のみです。

・学童保育クラブから学校へ連絡（欠席、伝言など）の預かりは行っておりません。

◇ 児童の送迎について

- ・駐車場などの事故防止、防犯対策のため、必ず保護者が一緒に学童保育クラブの玄関まで送迎してください。
- ・保護者代理の方（兄・姉等含む）が送迎する場合や、ひとりで習い事に行く場合は、事前に承諾書の提出が必要です。
- ・児童のお迎えは、閉所時間までにお願いします。
- ・お迎えの際は、必ず支援員にお声がけください。

◇ 緊急時について

- ・けが、病気、その他緊急時は、調査票にご記入された緊急連絡先（勤務先・携帯電話等）へ連絡します。
- ・緊急連絡先が携帯電話の場合は、センターの電話番号登録にご協力をお願いします。
- ・緊急連絡先（勤務先等）に変更があった場合は、速やかにセンターへご連絡ください。

◇ 非常災害時の対応について

- ・非常災害時は連絡がなくても早めのお迎えをお願いします。

		暴風／大雪の場合	地震の場合	不審者出没などの場合 Jアラートが鳴った場合
学校 がある 日	開 所 前	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所	学校が休校となった 終日閉所
	開 所 中	気象警報が発令 閉所時間繰上げ	震度5強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Jアラートが鳴った 閉所時間繰上げ
学校 の ない 日	開 所 前	気象警報が発令 終日閉所	震度5強以上の地震 終日閉所	不審者が出没した Jアラートが鳴った 終日閉所
	開 所 中	気象 警報が発令 閉所時間繰上げ	震度5強以上の地震 閉所時間繰上げ	防災無線等で知った Jアラートが鳴った 閉所時間繰上げ

◇ インフルエンザや新型コロナウィルス感染症などへの対応

感染症の対応については、原則学校と同様の対応です。

・インフルエンザの場合

インフルエンザによる学級閉鎖、学年閉鎖されたクラス（学年）の児童は利用できません。また、罹患している児童の兄弟がセンターを利用しようとする場合は、ご利用についてご配慮いただく場合があります。学校閉鎖の場合は終日閉所となります。

・**新型コロナウイルス感染症の場合**

新型コロナウイルス感染症の場合は、学級閉鎖、学年閉鎖となった場合でも、感染者及び濃厚接触者と特定された児童以外のお子さんで症状のない場合は、体調を十分確認したうえご利用できます。ただし、感染拡大防止の観点から利用を自粛していただく場合もありますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

※緊急事態宣言の発令や感染症の流行状況により、閉所する場合があります。

※感染症に対する対応は、国の通知により変更となる場合があります。

◇ 利用登録の申し込み

- ・4月から利用を開始する場合は、令和5年2月18日（土）までにお申し込みください。
申し込み期日を過ぎた場合、4月から利用できない場合がありますのでご注意ください。
- ・利用登録は年間を通して受付していますが、申請書は利用希望日の1週間前までにご提出ください。
- ・児童の平均利用人数が70名を超えた場合は、子どもの安全性を考慮し、保護者の申請理由等によっては利用を制限しなければならない場合もありますので、あらかじめご了承願います。

【提出する書類について】

①・全員共通

「七戸町放課後児童クラブ利用登録申請書」
裏面/「学童保育利用に係る同意書権調査票」（両面記入）

②・就労している方

「学童保育が必要である事由申告及び証明書」（共働きの場合は2人分必要です）
社保の方 → 保険証の写しを添付（保険者番号、記号・番号、QRコードは黒塗り）
国保の方（自営業・農業等） → 必要書類*を添付
※必要書類 例) 自営業 → 開業届、事業所名が分かる公共料金の領収書の写し等
農業従事者 → 出荷証明書、農地台帳等

・就労以外の理由で学童保育を利用する方

「学童保育が必要である事由申立書」※必要書類を添付（理由により異なります。）

③提出先 城北児童センター